

2011年8月30日

会員の皆様へ

薬学4年制課程卒業者の薬剤師国家試験受験資格に関する日本病院
薬剤師会の見解

一般社団法人 日本病院薬剤師会

会長 堀内 龍也

日本病院薬剤師会は薬剤師の養成が6年制教育になったことに伴い、薬剤師の国家試験の受験資格は6年制養成課程卒業者に限るべきであると主張して参りました。暫定期間のみ4年制薬科学科卒業生にも必要な講義と実習を行ったあと受験資格を与えることになっておりますが、あくまでそれは期間限定（平成29年入学者まで）の暫定措置であることは共通の認識だと確信しております。

ところが、本年6月29日付けの望月正隆病院・薬局実務実習中央調整機構委員会委員長名で各中央調整機構委員宛に「薬科学科（4年制）博士前期課程在学生の病院・薬局実務実習実施について」という文章が送られ、大学院博士課程前期課程2年次在籍学生（近畿大学12名、城西大学12名、大阪薬科大学8名計32名）について、長期実務実習を希望しているので、厚生労働省から24年度実施の実務実習に参加できるよう配慮して欲しい旨の要請があった。したがって、これら学生を含めた実務実習施設の調整をお願いしたい旨の文書が届けられました。

この文書を受けて日病薬としては常務理事会で $4+2+1$ の教育修了者に受験資格は与えるべきでないことを確認しました。特に参加型の長期実習を学生が実施するに当たって、薬剤師ではない学生が長期実習を行うに必要な法律上の必要条件の観点から、即ち薬学生の実務実習の「違法性の阻却」について議論して、実習を受けられること、このことが拡大すれば6年制薬剤師教育は崩壊の危機に立たされることを確認しました。

7月28日に開催された「新薬剤師養成問題懇談会」でもこの問題が取り上げられ、日病薬としては受け入れることはできないことを強く主張しました。参加した大学関連団体を含めた全ての団体代表からは、少なくとも $4+2+2$

年の教育が受験資格として必要であることが表明され、6年制薬剤師教育の危機であることが表明されました。

それを踏まえて、懇談会終了後、協議を行った結果、別紙にある団体名で強い声明を出すことが決まりました。その結果の声明を添付しました。日病薬としては、 $4+2+1$ 年の教育で薬剤師国家試験の受験資格を取ることができるような学生の入学勧誘を許容するわけにはいきません。また、学生を盾にして理不尽なやり方を押し通すことにも反対です。基本的には、薬剤師になるためには6年制教育を受けるべきであるのに、4年制の学生に対しても変則的な対応をとることにより薬剤師になることができるとの案内をしたために薬剤師になることを夢見て入学してきた学生については、6年制薬学科に編入するなど責任を持った対応をすべきであると考えます。

日本病院薬剤師としては、当面の間大学側の対応を見ながら、4年制薬科大学の $4+2+1$ の学生の実習もある程度、受けざるを得ないのではないかと考えております。

声明文と関連文書を添付しますので、ご検討下さい。